

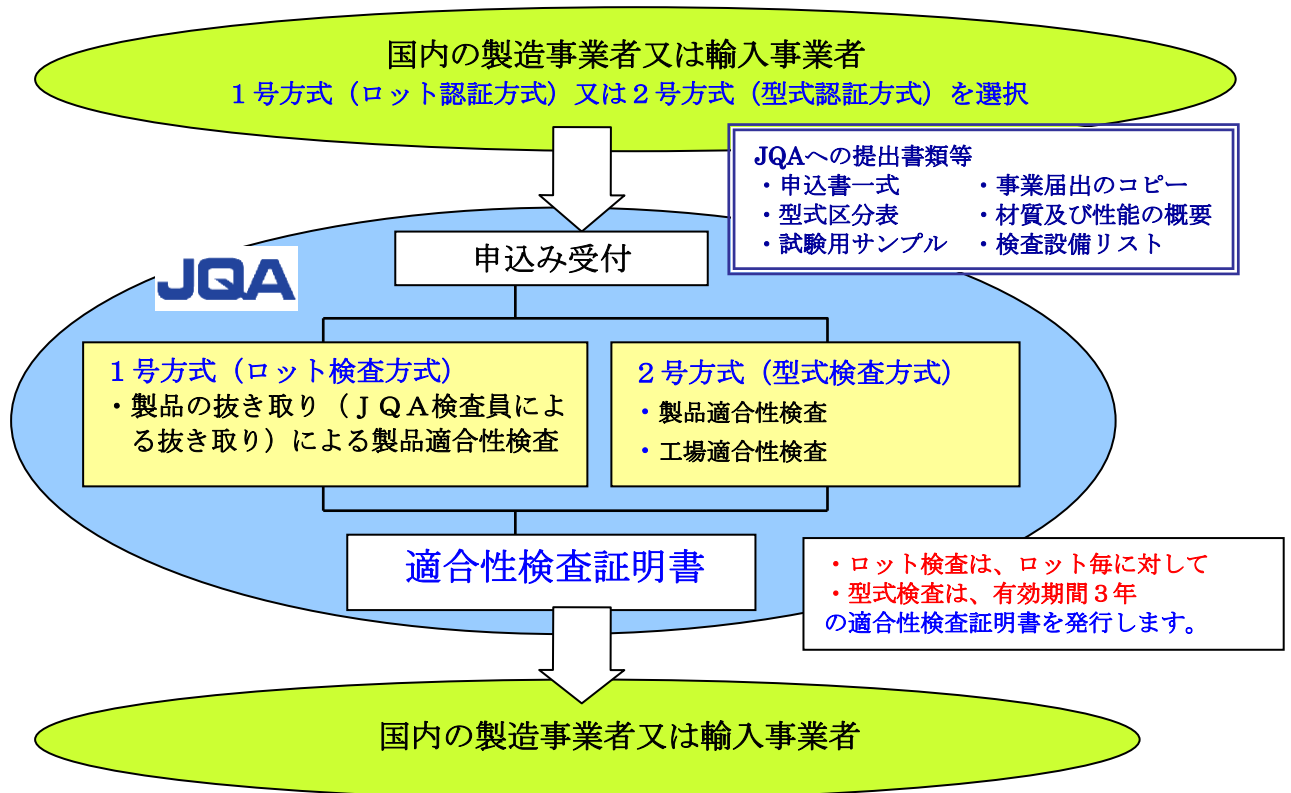
## ■ 携帯用レーザー応用装置の適合性検査業務のご案内 ■

日本品質保証機構（以下：JQA）は、経済産業省より平成13年2月5日付で携帯用レーザー応用装置の認定検査機関として認定され、適合性検査業務を開始いたしました。

ぜひ当機構の適合性検査業務をご利用賜りますよう、お待ち申し上げております。

### ● お申込み

#### — 携帯用レーザー応用装置の適合性検査証明書取得までのフロー図 —



### ● 費用及びサンプル数

1号方式及び2号方式の適合性検査費用については、JQAへご相談ください。

提出していただくサンプル数については、基本的には2台となりますが、1号方式をご利用になる場合は、ロット毎の数量により抜き取りサンプル数が異なりますのでご相談ください。

## ■ お問合せ先及びお申込み先

安全電磁センター 認証業務部 業務課

〒157-8573 東京都世田谷区砧 1-21-25 Tel 03-3416-0129 Fax 03-3416-9691

北関西試験センター 業務課

〒562-0027 大阪府箕面市石丸 1-7-7 Tel 072-729-2243 Fax 072-728-6848

## 携帯用レーザー応用装置が消費生活用製品安全法の規制対象となりました。

平成13年1月31日に携帯用レーザー応用装置が消費生活用製品安全法の特別特定製品に指定されました。携帯用レーザー応用装置を製造または輸入される事業者の方々は、**認定検査機関による適合性検査を受けることが義務づけられました。**

### ■対象となる携帯用レーザー応用装置■

全ての携帯用のレーザー応用装置が消費生活用製品安全法の特別特定製品に指定されました。  
携帯用レーザー応用装置の製品例：レーザーポインターやレーザー付放射温度計など

### ■携帯用レーザー応用装置の技術基準■

携帯用レーザー応用装置は、下記の技術基準を満足する必要があります。

#### 携帯用レーザー応用装置

1. 下記の製品の安全基準に該当すること。

(1) 下記の該当する製品（外見上玩具として使用されることが明らかなものを除く。）

- ①全長が8センチメートル以上である。
- ②質量（使用電池質量も含む）が40グラム以上である。
- ③使用する電池の形状が単3形、単4形又は単5形である。
- ④使用する電池が2個以上である。
- ⑤通電状態にあることを確認できる機能を有する。

JIS C6802(1998)安全基準 3.15  
クラス1又は3.16クラス2のレーザー製品であること。

ただし、単3形電池の体積の2倍を超える体積を有する電池を使用する場合には、③及び④の規定は、適用しない。

(2) 上記以外の製品

JIS C6802(1998)安全基準 3.15  
クラス1のレーザー製品であること。（放出接続時間が9.3e)時間基準3)を満たすものに限る。）

2. 出力安定化回路を有すること。

3. スイッチの通電状態を維持する機能を有さないこと。

4. 下記の表示がされていること。

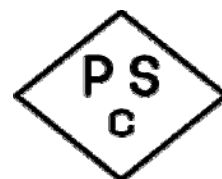
(1) 届出事業者の氏名又は名称及び認定検査機関又は承認検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は認定検査機関又は承認検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略号又は記号をもって代えることができる。

(2) レーザー光を『のぞきこまないこと』、『向けないこと（ただし、上記1（2）の安全基準を満たす製品のうち、カメラにおいて焦点を自動的に調整することを目的とした装置の部品であって、レーザー光を連続して照射する時間が3秒未満であるものは除く。）』。また、1（1）のものにあつては『子供に使わせないこと』その他の安全に使用する上で必要となる注意事項の表示が、容易に消えない方法により適切に付されていること。

### ■携帯用レーザー応用装置の事業者の義務■

携帯用レーザー応用装置の事業者は、下記の届出及び義務が必要となります。

- 事業の届出義務（法第六条）
- 技術基準の適合義務、検査記録の作成・保存及び損害賠償責任保険の契約（法第十一条）
- 製品への表示（法第十三条）



適合マーク

JQA（認定検査機関）による**適合性検査業務のお申込み**については、裏面をご参照ください。